

株式会社アミン SNS ガイドライン

2025.12

【目次】

1. SNS でできること、できないこと
2. SNS を PR で活用するために守るべき基本ルール
3. ビジネスの機会についての投稿に関するルール
4. 製品についての投稿に関するルール
5. エステについての投稿に関するルール
6. アミンのライフスタイルイメージの投稿に関するルール
7. SNS 経由で興味を持った方が現れたときの対応
8. 化粧品の認められる効能効果(56 効能)
9. SNS 利用の Q&A

1. SNS でできること、できないこと

SNS で「できること」

- ・新しい友だちや知り合いを増やすこと
- ・他の人をサポートし、関わり合うこと
- ・アミンの公式ウェブサイトへリンクすること
- ・アミンの会員だと伝えること
- ・アミンの公式イベント(コンベンション、オンラインフェスティバルなど)に参加した様子を写した写真や動画を投稿すること。但し、プログラム進行中の録画・撮影はできません。会場内でご友人などと撮影した写真や動画に限ります。
- ・フォーラムやエステ会のご案内をすること
- ・エステのキャンペーンなどを案内して PR をすること
- ・商品の良さを PR して興味を持ってもらうこと
- ・自己成長、自己実現、仲間のことについて投稿して PR すること

SNS で「やってはいけないこと」

- ・公開の場で勧誘行為を行うこと(不特定多数の人にアミン製品の購入をすすめたり、ビジネスへの参加を促したりするなど)
- ・公式アカウントとの誤解を避けるため、アミンのロゴをプロフィールの写真に使用すること
- ・転売を目的としたウェブサイト、ページ、アカウント等を作成・利用すること
- ・ビジネスや製品を紹介する目的で第三者が制作した画像、著名人の推薦、その他第三者のコンテンツを使用すること(著作権への配慮)

2. SNS を PR で活用するために守るべき基本ルール

1. SNS で発信できるメンバーは MG 以上のポジションの方です。
2. SNS によりアミンの普及活動を行うことを希望するときは、事前に本社 SNS ガイドラインの閲覧と法務部によるガイドラインの説明動画を閲覧してください。
3. アミン製品やブランドをおすすめするために使用する SNS のアカウント等を、メール (houmu@amint.co.jp)、BTS のメッセージアプリよりアミンへ申請してください。下記①～⑤の記載をお願いします。
 - ①名前
 - ②会員番号
 - ③どの SNS を使うのか
 - ④使用する SNS のアカウント名
 - ⑤使用する SNS のアカウント ID
4. 公式と誤解されないため、SNS のアカウント名、氏名、ページタイトル、その他の名称等に、アミンの商標、商号および製品名等またはそれに類する名称を使用しないでください。
5. 投稿欄だけでなく、コメント欄やハッシュタグ等においてもガイドラインを守った記載にする必要があります。
6. 各 SNS の利用規約を遵守してください。また、営利目的での利用を明示的に禁じている場合には、当該 SNS をビジネスで利用することはできません。
7. SNS 上で、アミンのメンバーであることをプロフィール欄に記載したい場合には、必ず、「アミン会員」と記載してください。アミンや関連企業と雇用関係にあると誤解を与えるような記載はできません。
8. プロフィール欄や不特定多数が閲覧できる状況で、会員番号を掲載することはできません。
9. アミンビジネスやそれに関連する情報について投稿を行う場合には、投稿内容に応じた、閲覧範囲の設定を行う必要があります。
10. 第三者の著作権、肖像権等一切の知的財産権を侵害することは禁じられています。承諾を得ていない方の顔にはぼかしを入れてください。

11. 第三者から見て、アミンの公式アカウントや公式ウェブサイトであるかのような印象を与えるようなデザインやコンテンツは認められません。
12. 事前チェックは行いませんが、投稿後に本社から投稿内容の削除・修正を求められたときは直ちに削除・修正してください。
13. 投稿内容確認のため、本社スタッフアカウントによるフォローや友だち登録をお願いします。ブロック等しないようにお願いします。

<p>【SNS アカウント等の届出先】 (株)アミン 法務部 メールアドレス:houmu@amint.co.jp</p>
--

3. ビジネスの機会についての投稿に関するルール

ビジネスの機会についての投稿は、特定商取引法により厳しい制約があります。広告を出す人の氏名・住所・電話番号を記載しなければならず、個人情報保護の観点から SNS 上で行うことは極めて難しいと考えられます。よって、アミンではビジネスの PR を SNS で行うことを禁止しております。

【定義】

「ビジネスの機会についての投稿」とは、以下の内容を画像、動画、コメント欄等に含む投稿を指します。

- ・アミンのビジネスモデルについての説明

「良い商品を人に紹介するお仕事！」「人を紹介するとボーナスがもらえる」

- ・報酬制度の概要や詳細な情報

「斡旋手数料10%」「●●ボーナス●●円」

- ・アミン主催のビジネスイベントについての情報

「ビジネスフォーラム開催」

- ・会員主催のビジネスに関するセミナーやイベントの告知

「代理店ビジネス」「手に職、頭に商い」

※美容健康に関するセミナーやエステの体験会等の PR はビジネスの投稿にはなりません。

【基本ルール】

- ①原則としてビジネスの機会に関する投稿は禁止。

SNS でビジネスの PR をして成果を求めるのは困難です。

商品やエステの PR やフォーラムや会合、施術中の風景などの投稿を通じて興味を持っていただいた方に個別にアミンビジネスについてお伝えするようにしましょう。

4. 製品についての投稿に関するルール

{製品投稿のメリット}

*アミン製品に関する投稿は、公式ウェブサイトのリンクを含め、使用感や製品紹介を自然に共有することで、会話のきっかけを生み出すことができます。

{定義}

*「製品についての投稿」とは、以下の内容を画像、動画、コメント欄等に含む投稿を指します

- ①特定のアミン製品、パッケージ、名称等の紹介
- ②製品の使用感に関する個人の感想
- ③製品の広告やプロモーション

{基本ルール}

製品の使用感を投稿する際は、薬機法を遵守する必要があります。表現方法は「OK／NG 表現集」を参照してください。

また、バナー広告やクリック報酬型広告など、その他のオンライン広告は禁止されています。

【投稿内容のガイドライン】

- ①ステルスマーケティングと誤解されないように、広告であることを明示してください。「PR」「広告」「プロモーション」など。
- ②事実のみを正直に伝えてください。誇張や誤解を招く表現は禁止です。
- ③本社ホームページ(会員専用ページを除く)に記載された説明を使用してください。
- ④適切な表現の範囲で、製品を使ってみた使用感を伝えましょう。
- ⑤製品利用に関する疑問や不安は専門家への相談を促しましょう。
- ⑥病気の治療・予防表現や体の組織機能の改善表現は禁止されています。
- ⑦未承認の資料は使用できません。法務部のチェック済みの資料のみ使用可能。
- ⑧著作物や著名人の名前・写真・動画・文章などの無断使用は禁止されています。

【画像・動画投稿ガイドライン】

1. ビフォー＆アフターの写真・動画は、1回使用した前後の写真等を使用しましょう。但し、化粧品に認められた効能効果に留めてください。
2. 複数回使用したあとのビフォー＆アフターの写真や動画を使用する場合は、極端な事例を紹介することは控えましょう。但し、化粧品に認められた効能効果に留めてください。

また、下記①～②の内容を同時に記載しましょう。

- ①「※結果には個人差があります。」
- ②どの化粧品を、どのくらいの期間、どのくらいの頻度で利用したか

3. 他社製品との比較実験や独自の検証、他社への否定的表現は認められません。
4. ライティング、服装、背景、メイクに配慮し、アミンらしいビジュアルを意識しましょう。
5. 写真は利点を正しく伝えるものにしましょう。一般消費者が体感できる範囲で、誤解のない表現を使用してください。
6. 文章での説明と矛盾しない画像・動画を使用してください。
7. 人物写真は服装や雰囲気に注意して、製品に合った服装で、過激・露出の多い表現は避けましょう。
8. 画像の加工は禁止です。レタッチや修正を加えず、元の撮影素材をそのまま使用してください。
9. 著作権・肖像権を尊重すること
自撮り以外の画像は使用許諾を取得してください。有名人や他社商標の無断使用は禁止。
10. 本社がパンフレット・チラシ・ホームページなどの各種媒体に載せている画像は、人や文字を含まない場合は利用可能です。文字を含む画像を利用するときは必ず事前に本社法務部まで連絡をください。

5. エステについての投稿に関するルール

{エステ投稿のメリット}

*自分が提供しているエステに関する投稿は、お試しやキャンペーンを効果的にPRすることで、エステに興味を持った方への施術の機会を生み出し、その後の商談につなげることができます。

{定義}

*「エステについての投稿」とは、以下の内容を画像、動画、コメント欄等に含む投稿を指します

- ①エステティックサービスを提供していることの紹介
- ②メニュー・料金の紹介
- ③キャンペーンの紹介
- ④モニターやコンテスト参加者の募集
- ⑤体験会・エステ会の開催予定の紹介
- ⑥サロン紹介(場所や風景)

{基本ルール}

提供するサービス・キャンペーンの内容や条件を、初めて見るお客様でもわかりやすいように投稿するように努めましょう。

実際のサービスよりも著しく優良であると示したり、実際の条件よりも著しく有利であると示したりしないようにしましょう。

また、病気や症状に効く・治ると誤解させるような表現は、医師法や薬機法に抵触する恐れがあるので気を付けましょう。

【投稿内容のガイドライン】

- ①ステルスマーケティングとされることを避けるため、広告であることを明示してください。「PR」「広告」「プロモーション」など。
- ②事実のみを正直に伝えてください。誇張や誤解を招く表現は禁止です。
- ③「3,000円(税別)」のような税抜き価格の表示はできません。「3,300円」「3,000円(税込3,300円)」のような消費税込みの総額表示をしてください。
- ④病気の治療・予防表現や体の組織機能の改善表現は禁止されています。
- ⑤効果を表現するときは、「個人差があります」「効果には個人差があります」といった補足表現を入れましょう。
- ⑥著作物や著名人の名前・写真・動画・文章などの無断使用は禁止されています。

【画像・動画投稿ガイドライン】

1. ビフォー＆アフターの写真や動画は、当日中に施術したものを載せるようにしましょう。
2. 複数回施術したビフォー＆アフターの写真や動画を使用する場合は、極端な事例を紹介することは控えましょう。
また、下記①～④の内容を同時に記載しましょう。
 - ①「※結果には個人差があります。」
 - ②どの施術メニューを、どのくらいの期間、どのくらいの頻度でしたか
 - ③施術をする前と後で運動量や食事量についての指導をしたか
 - ④サプリメントの使用があったのか
3. 一般消費者が体感できる範囲で、誤解のない表現を使用してPRしましょう。
4. 写ってはいけないものが写っていないか注意しましょう。(個人情報や不適切な部分が写りこんでいないか確認してください。)
5. 画像の加工は禁止です。元の撮影素材をそのまま使用しましょう。
6. 著作権や肖像権を尊重しましょう。音源の無断使用やお客様が写る写真を無断使用することはできません。同意書にサインをもらったうえで写真を利用しましょう。
7. 本社がパンフレット・チラシ・ホームページなどの各種媒体に載せている人が写る写真は、すべて肖像権の問題があるため使用できません。モデルを自分で探して撮影しましょう。

6. アミンのライフスタイルイメージの投稿に関するルール

【定義】

「アミンのライフスタイルイメージの投稿」とは、①美容・健康について、②豊かさについて、③自己実現（社会貢献）、自己啓発（成長）、仲間についてのうち、③についての投稿です。

【基本ルール】

ライフスタイルに関する投稿は、自由に行えます。自分なりのエピソードや体験をPRしていきましょう。但し、自己啓発の表現が行き過ぎて精神世界や宗教の勧誘と間違われないように注意してください。

原則として、自らが撮影した画像または動画を投稿しましょう。

【投稿内容のガイドライン】

1. ライフスタイルのイメージ投稿には、背景にアミンのロゴやアミンの会合であることが分かる風景を含むことができます。ただし、背景の人の肖像権に配慮するようにしてください。
2. 特定製品を取り上げて投稿を行う場合には、製品に関する投稿とみなされます。製品に関する投稿のガイドラインに沿った投稿をしてください。
3. 写真や動画は、必ずアミンのブランドイメージに合致したものとしてください。
4. 常に誠実であることを心がけ、誤解を招く表現は避けてください。アミンのライフスタイルを非現実的なイメージで伝えるような素材は使わないでください。
5. 他の人が撮影した写真や動画を使用する際には、必ず使用許諾を取ってください。また、許可なく有名人や他企業の商標等を使用しないでください。

7. SNS 経由で興味を持った方が現れたときの対応

SNS 発信を続けた結果、投稿内容に興味をもった方から「製品を買いたい」「もっと説明を聞いてみたい」というお問い合わせがある可能性があります。これまで対面で商品やビジネスをお勧めしていたときと同様に、特商法を遵守しながら対応する必要があります。

(興味を持っていただいた方へ行うこと)

- ・アミン商品に関する詳しい情報(商品内容や価格、購入方法)の提供をする
- ・製品やビジネスを勧める目的で直接会うアポイントを取る
- ・購入の意思を持った相手に商品の購入や会員登録を勧める

(基本ルール)

①個別でお取引を紹介・勧誘しましょう

不特定多数の人が閲覧できる状態で商品の宣伝や販売をすることはできません。DM を使いましょう。

②最初の DM で、氏名等の明示をして勧誘目的を伝えましょう

氏名等を明示しないまま勧誘をすることは禁止されています。

③会員登録をする場合は必ず概要書面を交付しましょう

概要書面は契約締結前に交付しなければなりません。

8. 化粧品の認められる効能効果 (56 効能)

- (1) 頭皮、毛髪を清浄にする。
- (2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。
- (3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。
- (4) 毛髪にはり、こしを与える。
- (5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。
- (6) 頭皮、毛髪にうるおいを保つ。
- (7) 毛髪をしなやかにする。
- (8) クシどおりをよくする。
- (9) 毛髪のつやを保つ。
- (10) 毛髪につやを与える。
- (11) フケ、カニミがとれる。
- (12) フケ、カニミを抑える。
- (13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。
- (14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。
- (15) 髪型を整え、保持する。
- (16) 毛髪の帯電を防止する。
- (17) (汚れをおとすことにより) 皮膚を清浄にする。
- (18) (清浄により) ニキビ、アセモを防ぐ (洗顔料)。
- (19) 肌を整える
- (20) 肌のキメを整える。
- (21) 皮膚をすこやかに保つ。
- (22) 肌荒れを防ぐ。
- (23) 肌をひきしめる。
- (24) 皮膚にうるおいを与える。
- (25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。
- (26) 皮膚の柔軟性を保つ。
- (27) 皮膚を保護する。
- (28) 皮膚の乾燥を防ぐ。
- (29) 肌を柔らげる。
- (30) 肌にはりを与える。
- (31) 肌にツヤを与える。
- (32) 肌を滑らかにする。
- (33) ひげを剃りやすくする。
- (34) ひげそり後の肌を整える。
- (35) あせもを防ぐ (打粉)。
- (36) 日やけを防ぐ。
- (37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。
- (38) 芳香を与える。
- (39) 爪を保護する。
- (40) 爪をすこやかに保つ。
- (41) 爪にうるおいを与える。
- (42) 口唇の荒れを防ぐ。
- (43) 口唇のキメを整える。
- (44) 口唇にうるおいを与える。
- (45) 口唇をすこやかにする。
- (46) 口唇を保護する。口唇の乾燥を防ぐ。
- (47) 口唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。
- (48) 口唇を滑らかにする。
- (49) ムシ歯を防ぐ (使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
- (50) 歯を白くする (使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
- (51) 歯垢を除去する (使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
- (52) 口中を浄化する (歯みがき類)。
- (53) 口臭を防ぐ (歯みがき類)。
- (54) 歯のやにを取る (使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
- (55) 歯石の沈着を防ぐ (使用時にブラッシングを行う歯みがき類)。
- (56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。

【注 1】 例えば「補い、保つ」は「補う」あるいは「保つ」との効果でも可とする。

【注 2】 「皮膚」と「肌」の使い分けは可とする。

【注 3】 () 内は、効能には含めないが、使用形態から考慮して、限定するものである。

【注 4】 (56) は効能評価試験済みの製品に限る。

●化粧品の説明でのOK・NG表現

病名や症状に効くといった治療・予防を目的とする表現や体の組織機能に影響を与えることを目的とする効能効果を記載することはできません。

OK	NG
メラニンの生成を抑え、日焼けによるシミ・そばかすを防ぐ	シミが消える
乾燥による小じわを目立たなくする（効能評価試験済み）	シワがなくなる
肌を清潔に保つ、肌を健やかに保つ	ニキビに効く
肌を整え、なめらかな印象に導く	毛穴が引き締まる
ハリとツヤのある肌へ導く	肌が若返る
明るく透明感のある肌を目指す	美白効果がある
引き締まった印象の肌へ導く	たるみを改善
マッサージによって肌を健やかに保つ	血行を促進する
うるおいを届ける（角質層まで）	肌の奥まで浸透

9. SNS 利用の Q&A

1. 投稿内容の制限はありますか？

投稿内容に応じて、製品・エステ・ライフスタイルの3つの内容にわけてルールを設けています。各ルールに従って投稿してください。

2. ビフォーアフターの写真投稿はできますか？

ルールを守って投稿することができます。

但し、あまり極端な例を挙げることは問題があるのでやめてください。

詳細は、ガイドラインをご確認ください。

3. ハッシュタグ(#)にアミンやラヴィールとつけていいですか。

ガイドラインに違反する内容の投稿でなければ、ハッシュタグに会社名を入れても構いません。

なお、ハッシュタグ全般に言えることですが、投稿ルールはハッシュタグにも及びます。例えば、ハッシュタグ内で効能効果に言及することはできません。(NG 例: #ガン、#若返り、#肩こりなど)

4. シェアの制限はありますか

特に制限はありません。

5. 商品案内などの写真を載せていいですか？

人物が写る写真については転載不可になります。

商品のみの写真については転載 OK です。

商品案内やチラシの文字が写るものについては、販売者向け表現が含まれることがあるので法務部の審査が必要になります。

6. 化粧品の成分を載せていいですか。

全成分を載せるのは問題ありません。

一部成分のみ記載したり、一部の成分だけ目立つように記載したりする場合は、その成分の配合目的を記載する必要があります。化粧品に対して認められている56効能の沿った記載をしてください。